

請願 第5号

受付 令和2年 5月26日

付託 省略

国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の
提出を求める請願書

紹介議員 遠山智恵子

・請願の事項

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止、を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。

・請願の趣旨

一たび確定した判決といえども、もしえん罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開くことが必要であります。

日本の再審制度のあり方は、「再審をやってください」という再審請求手続きと、実際に再審請求が認められておこなわれる再審公判手続きという二段階の制度になっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きにおいて、検察は請求を頑として認めず、裁判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をしています。再審制度は、実体的真実のために、法的安定性（一度確定したもの）を犠牲にする非常救済手続きですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ねられているのが実態です。

再審法の抱える主たる問題点は2つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。公費を使って収集され国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠しておきながら、裁判所が再審開始決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、究極の人権保障といわれる再審制度の意義を理解され、えん罪被害者を救い、「無実の人は無罪に！」という当然の法理を実現するために、国に対して刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を促していただきたく心からお願い申し上げます。

参考までに、「意見書」（案）、日本弁護士連合会の「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」、「再審法改正をめざす市民の会」発行のリーフレットを添付致します。

以上のとおり請願致します。

令和2年 5月26日

請願者代表

住所 茨城県水戸市見川 5-127-281

氏名 日本国民救援会茨城県本部
会長 田村 武夫

取手市議会議長 殿